

パスウェイ 3 APEC アーキテクト - 新規登録申込書

本書式は、APEC アーキテクトの枠組みに基づいてニュージーランドと二国間の相互承認取決めを締結しているエコノミーの APEC アーキテクト向けの申請書式です。これらのエコノミーの APEC アーキテクトは、ニュージーランドの建築設計過程のうちニュージーランドに固有な点について十分な知識があることを確認する固有事項審査を経てニュージーランドのアーキテクトとして登録することができます。

パスウェイ 3 によるニュージーランドでの登録申請手数料は NZ\$632.50（消費税込）です。手数料の支払いについては本申込書の最終ページをご覧ください。

申請には、正しく記入された申込書、必要な添付書類及び手数料の支払いが必要です。いずれかが欠けている場合は申請手続きは行われません。

以下の書式にある全ての質問に答えてください。

本書式中に該当しない質問がある場合は N/A と記入してください。

本申込書に記入の上、必要な添付書類と手数料を添えて右記に郵送ください：

（本書式は製本、両面コピーをしないこと）

メールでの送付も可能です： info@nzrab.org.nz

（カラー、A4、pdf、片面）

The Administration Officer
NZRAB
PO Box 11106
Wellington, 6142 New Zealand

整理番号		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> パスポート用の 写真を添付のこ と </div>
肩書(Mr, Ms 等)		
名前		
ミドルネーム		
苗字		
通称		

個人連絡先

マンションアパート等の名称	
番地	
区市町村	
都道府県	
郵便番号	
国	
Eメール（希望者）	
電話番号	
携帯番号	

事業所／勤務先連絡先	
事務所あるいは会社名	
部屋番号	
番地	
区市町村	
都道府県	
郵便番号	
国	
電話	
FAX	
ウェブサイト	
会社 直通番号	

事業所あるいは勤務先郵送先	
私書箱	
区市町村	
都道府県	
郵便番号	
国	

生年月日と出生地	
生年月日 (日/月/年)	DD/MM/YYYY
出生地	

連絡先の詳細を公開することに対する承認	
<p>法律により、氏名、登録番号、登録の有効期限、過去3年間に課された処罰について公表することが義務付けられています。NZRABはこの情報をウェブサイト (www.architectsnz.co.nz) で公開します。</p> <p>消費者が目的にかなう登録アーキテクトを選択できるよう、事務所名、電話番号とメールアドレスも登録簿にて公開が可能です。希望者は右のいずれか一つの□にチェックをして下さい。</p>	<input type="checkbox"/> 私はNZRABのウェブ登録簿に追加で連絡先を公開することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私はNZRABのウェブ登録簿に追加でEメールアドレス以外の連絡先を公開することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は連絡先の公開を希望しません。

連絡先	
NZRABからの郵便物の受取先を右の二つから選択してください。	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先あるいは会社

学位			
関連する高等教育の学位等を列挙して下さい。例えば大学の学位その他の学歴			
学位		学位	
機関		機関	
国		国	
修了年		修了年	

登録証	
登録証のコピーあるいは自エコノミーの登録機関が発行する登録を証明する文書を添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 登録証添付

履歴書あるいは職歴書	
履歴書あるいは職歴書のコピーを添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 履歴書あるいは職歴書添付

APEC アーキテクト登録証	
自エコノミーで発行された APEC アーキテクト登録証のコピーあるいは自エコノミーの登録機関が発行する APEC アーキテクトであることを証明する文書を添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 登録証あるいは文書添付

有罪判決
ニュージーランドあるいはその他で6ヶ月以上の禁固刑に処された不法行為があればその詳細について記述して下さい。

推薦人	
独立した二人の推薦人の連絡先を記入して下さい。「独立した」というのは家族以外をいいます。推薦人のうち一人はビジネスパートナーあるいは雇用主／上司であってははいけません。NZRAB の理事又は審査員は推薦人になれません。この条件下であれば申請者が自由に指名することができます。	
氏名	
電話	
Eメール	
氏名	
電話	
Eメール	

身体の不自由な方：

NZRAB 理事会の考慮を希望する不自由がある方は、不自由の証明とともに書面でお知らせください。

以下は統計を目的とした質問です。民族性についていずれかにチェックして下さい：

- 欧州系ニュージーランド系
- マオリ系
- クック諸島のマオリ系
- トンガ系
- ニウエ系
- 中国系
- インド系
- その他
- 回答拒否

添付書類チェックリスト (チェックを入れてください)

- N/A (該当なし) の答えも含め、本申込書の質問事項すべてが記入済
- ニュージーランド以外における有効なアーキテクト登録証の認証コピー
- 履歴書の認証コピー
- 障害があればその証明
- 手数料の支払方法についての記入 (チェック/クレジットカード/振込)

お問い合わせ

ウェブサイト www.nzrab.org.nz

メール info@nzrab.org.nz

電話 +64 4 471 1336

申込書と添付書類についてはコピーを保存してください。

宣誓

以下の宣誓は、法定の宣誓に立会う権限が公認されている者（治安判事、事務弁護士、弁護士など）の立会いの下で署名しなければなりません。

申請者

私は(活字体で氏名) _____

厳粛に、また真摯に以下の内容を宣誓します：

- 本申込書及び添付書類の情報は全て正確かつ真実です。
- 私の海外における登録証、履歴書、APEC アーキテクト登録証それぞれの認証コピーを添付します。
- 私は登録アーキテクト法 2005 によるニュージーランドアーキテクト名簿登録の要件である能力レベルを満たしています。
- 私は「登録アーキテクトの倫理的行為の最低基準（添付）」を含む「登録アーキテクト規則 2006」を遵守します。
- 本申込書により提出する個人情報、NZRAB の業務に係る法定目的のために収集され、かつその目的のためにこれらの情報を収集する必要があると理解します。
- 私は知りうる限りにおいて本申込書の内容が全て真実であると信じて、「誓約と宣誓法 1957」に基づいて厳粛に宣誓します。

申請者の署名 _____

日付 _____

公認の証人

(全ての文書を確認し、必要とされる文書は認証しました)

宣誓場所(市町村) _____

日付 _____ (日) _____ (月) 2 ___

私の立会いの下で _____

(治安判事、事務弁護士、弁護士など宣誓の立会いが公認されている者)

署名 _____

名前(活字体) _____

(必要とされていないものは削除してください)

国民一般に関する基準

46. 自らについて不正確な事実を伝えない

登録アーキテクトは自ら、その事業、あるいはその業務について、虚偽的な、詐欺的な、誤解を招くような、あるいは欺瞞的な方法で不正確に伝えたり、宣伝したりしてはならない。

47. 法律を順守する

登録アーキテクトは業務を行う国と地域で施行されている職業倫理規約と法令に従わなくてはならない。

顧客に関する基準

48. 公平かつ偏見のない判断をする

登録アーキテクトは公平かつ偏見のない判断をしなければならない。

49. 相当かつ適切な注意

登録アーキテクトはその業務を相当かつ適切な注意を払って行わなければならない。

50. 契約条件

登録アーキテクトは顧客と以下の点等を含む契約条件に合意しない限り業務を引き受けてはならない：

- (a) 業務範囲：
- (b) 責任分担
- (c) 責任の範囲（ある場合）
- (d) 報酬あるいはその計算方法と取引条件
- (e) 契約解除に関する規定
- (f) 専門家責任保険に関する規定

51. 報酬と勧誘

登録アーキテクトは以下のことが義務付けられる：

- (a) 契約書あるいは雇用契約に明記された金額あるいは利便による報酬以外は受け取らない；
- (b) 契約をとるためにいかなる勧誘も行わない。

52. 顧客情報の守秘義務

- (1) 登録アーキテクトは顧客の情報について守秘義務を守ると共に、事前に顧客の同意なくして機密情報を開示してならない。
- (2) 上記（1）は登録アーキテクトが法律により情報の開示を求められる場合には適用されない。

53. 利益相反

登録アーキテクトは自らが知り得た重要な状況が利益相反の原因となる可能性がある場合、顧客、オーナーあるいは請負業者に開示しなければならない。さらにその状況が公平かつ偏見のない判断を下すという登録アーキテクトの義務を履行する妨げとなってはならない。

専門家に関する基準

54. 誠実かつ公正な業務の遂行

登録アーキテクトは専門家としての業務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

他の登録アーキテクトに関する基準

55. 他の登録アーキテクトの貢献を認識する。

登録アーキテクトは：：

- (a) 自らの専門家としての評価は自らの仕事を通じて築き上げねばならない；
- (b) 他の登録アーキテクトの知的所有権や構想を自らのものと主張してはならない。

56. 悪意を持ったあるいは不当な批判をしない。

登録アーキテクトは他の登録アーキテクトの作品について悪意を持ったあるいは不当な批判をする、あるいは信用を落とそうとする行為をしてはならない。

57. 契約の対立

登録アーキテクトは、業務依頼の要請を受けている顧客が他の登録アーキテクトと契約関係にあることを知っている場合、あるいは相応の照会の結果知った場合、当該登録アーキテクトに知らせなければならない。

58. 他の登録アーキテクトの作品に関する意見

登録アーキテクトは他の登録アーキテクトの作品について意見を要請された場合、その作品に関する係争中の訴訟があることを認識している場合を除き、当該アーキテクトに通知しなければならない。

パスウェイ3によるニュージーランドでの登録申請手数料は NZ\$632.50（消費税込）です。

上記の手数料の全額受領が確認されるまで申請書の審査手続きは始まりません。

支払方法は以下のいずれかとします。

- ・ NZRAB 宛のニュージーランドドルのチェックを郵送
- ・ NZRAB のウェブサイト www.nzrab.org.nz 上の支払い機能によるクレジットカード払い (VISA あるいは MasterCard) ;
- ・ NZRAB-ASB-Wellington 宛での銀行送金。振込照会コードは「P3 APEC」と申請者の名字。

NZRAB 銀行情報

12	3192	0032560	00
銀行名	支店名	口座番号	後付記号

注：海外からの送金の場合、Swift Code は ASBBNZ2A です。送金の際、申請手数料に加えて送金銀行と NZRAB の受領銀行の両方の銀行手数料も申請者が支払う旨を銀行に伝えてください。

支払方法と支払完了日を書いてください： _____